

熊本地震 発生から半年 被災地の声をもとに政府交渉 被災者の実態に寄りそった、支援の引き上げ、創設を

市民団体に構成する「いのちとくらしを守る熊本ネットワーク」で、10月5日、国会内で熊本地震の復興支援策の拡充を求める政府交渉を行いました。

党市議団（上野みえこ・那須まどか・山部ひろし議員）、山本伸裕県議も参加し、国土交通省、内閣府（防災）、厚生労働省、財務省、農水省など、各省庁に対して、被災の実態に応じた支援制度の改善、創設をもとめました。交渉には、田村貴昭、真島省三両衆院議員、仁比聡平参院議員も参加しました。

【国交省】

■宅地の復旧・耐震化の支援、および地盤沈下、宅地液状化への支援について、国の補助率をひきあげることと、補助の採択要件の緩和を要望しました

■自費で擁壁補修をおこなった被災者に対して、さかのぼって補助をおこなうこと

【文科省】

■災害で使用不能となった体育館の建て替えが2校しか認められなかったため、再

度、建て替えの補助対象とするよう要望しました

【農水省】

■農地、機械、施設などの復旧費用の市町村負担、農家負担をゼロにし、個別の農家へ柔軟な対応をすること



省庁の担当者に要望する議員団と「いのちネットワーク」のメンバー

【厚労省】

■生活保護世帯へ支給される生活再建支援金・義援金は収入認定しないこと

■生活保護の住宅扶助の減額改定を元に戻すこと

【財務省・経産省】

■グループ補助金にもれた被災事業者への直接補助制度を創設すること

■二重ローン減免制度の周知徹底と活用をすすめること

【内閣府（防災）】

■一部損壊世帯へも何らかの支援がおこなわれるよう強く要望しました（生活再建支援金の支給、応急修理制度の適用など）

■被災生活再建支援金を最大500万円に引き上げること

■いったん仮設に入居した人が何らかの理由で転居を希望する場合、柔軟に認めること（他の場所の仮設住宅や、プレハブから木造仮設への転居など）

【控室から】 「議員の不当要求行為等」調査報告

上野 みえこ



10月11日の議会運営委員会で、「議員等からの不当要求行為等に相当する案件についての調査」の中間報告が行われました。28件の該当案件があり、1件を除き、27件が北口和皇議員にかかわる事案でした。内容の精査はこれからになると思いますが、北口議員が熊本市漁協組合長として漁業権を持っている「江津湖」にかかわるものが9件もあり、漁協組合長の立場を利用して、暴言を吐いたり、圧力をかけたりしています。他の案件でも、職員を長時間拘束し叱責したり、自分の要求を執拗に認めさせようとするなど、行政に不当な圧力が市の「不当要求行為等」に相当すると結論づけられています。

北口和皇議員は、食肉センター問題にかかる契約の場での暴言等でも、昨年11月に「不当要求行為等」に相当すると認定され、同じく昨年11月に市議会において全会派一致による「辞職勧告決議」がなされています。北口議員の政治倫理違反を審議してきた政治倫理審査会の答申も間近に迫っています。議員としてふさわしくない一連の行為に深く反省し、自ら議員の職を辞すべきです。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部洋史

熊本市中央区手取本町1-1 議会棟

NO. 1018

2016年10月16日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

熊本地震 「一部損壊」の世帯への支援を！

田村貴昭衆議院議員と市議団で「一部損壊」世帯の調査

9月29日、田村貴昭衆議院議員と党市議団で、熊本市内の「一部損壊」世帯をまわり、調査を行いました。

熊本市内では、り災証明の発行数 104,905 件に対し、「一部損壊」棟数は 60,491 棟で、約 6 割です。(9月30日現在) 被災者の圧倒的多数が「一部損壊」ですが、一部損壊世帯は見舞金や義援金・支援金を受けられません。調査では、「一部損壊」であっても、数百万円の修理費が必要となる世帯が多数あることが改めてはっきりしてきました。

県下でも、玉名市や合志市・宇城市・産山村などでは、自治体の判断で、「一部損壊」世帯への支援が始まっており、熊本市でも、すべての被災世帯の復興を支援する立場での支援策が求められます。

<Aさん>

屋根瓦がほとんど落ちたが、り災証明は、3次調査まで実施して「一部損壊」。屋根修理の見積もりが「750万円」と言われびっくり。合見積もりで「550万円」になったので契約。「これで何の支援もないのはおかしい」と言われました。

<Bさん>

屋根が部分的に損壊、壁などにもひび。2次調査まで実施して「一部損壊」。瓦での修理を業者に依頼したら年内にはできないといわれ、「コロニアル方式」に変更、修理費は雨樋まで含め 355 万円。壁の修理には、まだ手がついていない。

<Cさん>

自宅のよう壁が崩れ、隣の敷地に崩れ落ちてしまった。土木業者による壁の修理には「400万円」かかると言われた。しかし、自宅建物は損傷が少なく「一部損壊」であるために、受けられる支援はない。復旧のめどが立たない。



仮設住宅の住環境改善へ、2回目の要望

城南町、富合町仮設住宅一被災者への聞き取り調査をもとに

10月3日、日本共産党熊本市議団と同地区委員会は、熊本市に対して仮設住宅の住環境改善を求め、要望を行いました。

二度目となる今回は、城南町、富合町での聞き取り調査をもとに申し入れを行いました。

被災者の立場に寄りそって、県へしっかりとした説明を

要請では、

- ・浴槽のふちが高すぎて入りづらい。介護の人が入れない。
 - ・小学校が遠くなり送迎をしているが、子どもが高学年なので育成クラブに入れられない。入れるようにしてほしい。
 - ・7人家族なので2軒分借りているが、全員で食事をする場所がない。また、2軒分の水光熱費がかかる。基本料金を免除できないか。
 - ・駐輪場が雨ざらし。屋根をつけてほしい。
 - ・団地敷地に花壇と水道蛇口を設置してほしい。
- などの要望が出されました。

対応した職員からは、「花壇の水道については集会所に外部水道を検討したい」「駐輪場の屋根については、仮設を設置する県の基準に入っていない」などの回答がありました。

県の基準にないからできない、ではなく、改善のための要望を丁寧に県に説明する姿勢が市には求められます。

今後も繰り返し申し入れをし、住民の皆さんの声を市や、県に届けていきます。

